

令和4年7月

各 位

宇和島信用金庫
理事長 清家 義幸

拝 啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫の活動状況や実績の概要等をお伝えし、皆様の当金庫に対するご理解を一層深めていただくために、ディスクロージャー誌「2022 ディスクロージャー Uwajima Shinkin Bank」を作成いたしましたので、お届けいたします。

ご高覧いただければ幸甚に存じます。

今後とも一層のご指導、ご鞭撻をたまわりますようお願い申し上げます。

敬 具

この街が好き、この街と未来を拓く

2022 ディスクロージャー

Uwajima Shinkin Bank



宇和島信用金庫



ごあいさつ

平素は当金庫業務に格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ここに謹んで第98期決算と業況の概要について、ご報告申し上げます。

昨年度のわが国経済活動は、新型コロナウイルスの波状的な感染拡大により長期間にわたって制約され、景気も停滞していましたが、昨秋以降新規感染者数が急激に減少傾向をみせたことから、日常生活の回復に向けた動きが加速するなど、明るい兆しが見えてきた年越しとなりました。

また、当地域においては、養殖業では持ち直しの気配がうかがえるものの、長引く自粛ムードで飲食業などは疲弊しており、経営者の高齢化や後継者難といった問題も背景として、中小事業者はますます厳しい状況に置かれています。

こうした中、令和3年度の業績につきましては、預金は期末残高が前年比5億円増加し1,107億円、貸出金は前年比17億円減少し671億円となりました。

一方収益面では、長引く低金利政策の影響により資金利益が33百万円減少しましたが、経費を23百万円削減した効果もあり、コア業務純益は327百万円を確保することができました。経常利益は、昨年度は大口先の経営破綻により赤字を計上しましたが、今年度は229百万円と黒字に転じました。

また、経営の健全性を示す自己資本比率は前期比で0.47%増加し9.01%、国内基準の4.0%を大きく上回る水準を維持しています。

当金庫にとって今年は創業100周年、さらには信用金庫に改組してから70周年を迎える記念すべき節目の年であります。

今後とも、愛媛県南予の地に唯一本店を置く金融機関として、地域とともに発展する信用金庫となれるよう役職員一同努力して参りますので、なお一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月 理事長 清家 義幸

宇和島信用金庫 IDEA



この街が好き、この街と未来を拓く

〈コーポレートメッセージ〉

主要な事業地域社会と宇和島信用金庫

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、愛媛県の南予地域を主な事業区域として、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

1 預金積金に関する事項

当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力してまいります。年金受給者向け定期預金「スマイルライフ」、定期積金「ゆとり」を取扱っております。

この他に当金庫で取扱っている商品については8ページをご覧ください。

● 預金積金残高【110,734百万円】

2 貸出金（運用）に関する事項（地域への資金供給の状況）

お客様からお預け入れいただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するため、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しており、地域の中小企業に対し、設備資金に273億円、運転資金に170億円をご融資しております。また、個人のお客様には住宅ローン、教育ローン等を中心に145億円をご融資しております。

なお、当金庫で取り扱っている商品については、9ページをご覧ください。

● 貸出金残高【67,147百万円】

● 預金積金に占める貸出金の割合【60.63%】

3 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組

当金庫は、地域へ円滑かつ持続的に金融サービスを提供し、地域社会・地域経済の発展に貢献し「豊かな地域社会実現のため奉仕する」ことが当金庫の社会的使命であるとの経営理念にもとづき「豊かな地域社会実現」に向け「地域密着型金融推進計画」を策定し推進してまいりました。さらに引き続き円滑な資金供給や貸付条件の変更等に努め以下の取組みを行っています。

- (1) 中小企業や個人事業主の皆様の資金繰りなどのご相談、住宅ローンの皆さまのご返済等に関するご相談を全店で受付いたしております。
- (2) お取引先の実態を踏まえ「貸出条件の変更等」に柔軟に積極的に対応いたしました。
令和3年度実績 受付件数348件
実行件数344件

4 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2021年度
新規に無保証で融資した件数	311件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	39.82%
保証契約を解除した件数	5件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメインに金融機関として実施したものに限る)	0件

5 貸出以外の運用に関する事項

当金庫では、経営の健全性を確保するため、支払準備資金を適切に管理しております。なお、その資金は安全性、流動性、収益性を心掛けた運用を行っております。

- 預け金残高 【28,865百万円】
- 有価証券残高 【21,532百万円】
- 預金積金に占める有価証券の割合 【19.44%】

6 今期決算に関する事項

収益面につきましては、経営の合理化・効率化を推進した結果、本業のもうけを示すコア業務純益は327百万円、当期純利益は237百万円となりました。

7 文化的社会的貢献に関する事項

- (1)「南予活性化若手経営塾」
 - ・愛媛県南予地域の若手経営者の育成を図るため、お取引先の後継者の方々を対象に1年間、経営についての勉強会を開講しております。
- (2)「若手経営塾OB会」
 - ・「南予活性化若手経営塾」修了者を対象に構成され、活動を通じて経営者としてのスキルアップに繋げていただいております。
- (3)「うわしん年金友の会」
 - ・「うわしん年金友の会」の会員を対象に旅行を企画、催行しております。
- (4)インターンシップ・金融教育
 - ・宇和島市内の中学校・高校を対象にインターンシップ生の受け入れをしております。
 - ・愛媛県立宇和特別支援学校の生徒を対象に金融講座を開催しております。
- (5)環境への取り組み
 - ・各地区の清掃活動に積極的に参加しております。
- (6)福祉活動
 - ・「うわしん年金友の会」会員様をサポートさせていただくために、会員限定の団体傷害保険制度のご提供をさせていただいております。
- (7)寄付
 - ・日本赤十字社 他、公共性の高い行事へ、ささやかではございますが寄付させていただいております。

※上記事項に関しては「新型コロナウイルス感染症」の影響により実施できなかったものもございます。

お客様・会員

会員数 6,198人

出資金残高
【635百万円】

預金積金

出資金

宇和島信用金庫

体制(常勤役員数/114人、店舗/10店)

貸出金

支援サービス

お客様・会員

100周年関連

【寄 附】



信用金庫の中央機関である信金中央金庫は創立70周年記念事業として、企業版ふるさと納税制度等を活用した「SCBふるさと応援団」を創設しました。

地域の課題解決や持続可能な社会の実現に資する地域創生事業に対し、信用金庫の推薦に基づき、信金中央金庫が自治体へ寄附をするもので、宇和島信用金庫が創立100周年ということもあり、当庫が推薦した宇和島市の「販路開拓 × 観光誘客事業」が寄附対象事業として選定されたことを受け、2月24日、宇和島市役所で寄附金（1,000万円）の贈呈式が開催されました。

また、当庫営業エリア内にある、西予市（4月25日）と愛南町（4月28日）へも、それぞれ100万円を寄贈し、贈呈式が行われました。

【100周年記念ロゴマーク】

100周年ロゴマークを庫内で募集し応募のあったものの中からこのマークが選定され、名刺やカレンダーなど様々なものに展開し感謝の気持ちをお伝えしています。



【団扇制作】

例年、夏祭りシーズンにあわせて制作する団扇を今回初めて「アトリエぱれっと」様の絵画教室に通う生徒さんに団扇用の作品募集をしていただき、多くの応募をいただいた中から、谷口 桜さんの作品を採用させていただきました。



100周年関連

【女性職員用新制服】

女性職員の冬用制服を100周年を迎えるにあたって新調しました。今回は働きやすさを重視し、パンツとスカートを選択できるようにしました。



【100周年記念ポスター制作】

「宇和島を芸術の街に！」をテーマに掲げる一般社団法人キャンパスのご協力を得て、高校生アーティスト「ARTteen（アーティン）の皆さんに100周年記念ポスターを制作して頂き、当庫営業店をはじめ多くの場所に掲示していただいています。



「ギャラリーぱれっと」で開かれた感謝状贈呈式では清家理事長から制作して頂いた高校生ひとりひとりに感謝状と副賞を贈呈いたしました。

事業の運営に関する事項

■ 地域金融円滑化の取組み

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでおります。

■ 法令等遵守の態勢

当金庫は、社会的責任を果たし、会員や利用者の多様なニーズに応え社会の信頼を得るために役職員一人ひとりが高い倫理感と使命感をもって行動する指針として制定致しました「倫理規程」に基づき、本部に理事長を委員長とする「倫理委員会」を、営業店には倫理責任者を置き、「コンプライアンスマニュアル」に基づく各種法令等の遵守、健全かつ公正な業務運営の推進を図っております。

● 金融ADR制度への対応

〔苦情処理措置〕

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は、36ページ参照)または、総務部コンプライアンス室(電話:0895-23-7000)にお申し出ください。

〔紛争解決措置〕

当金庫は、紛争解決のため、営業日に上記総務部コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)の仲裁センター等にお取次いたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

● 顧客保護等管理の態勢

当金庫は「顧客への説明義務」・「相談苦情等への対応」・「情報漏洩防止」・「外部委託業務の適切性」・「その他業務に関する顧客保護と利便の向上」について態勢を整備し、お客様の保護や利便性の向上に努めております。

● 個人情報(特定個人情報)の保護

個人情報保護法等に基づき、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報(特定個人情報)の適切な保護と利用を図っております。

● 反社会的勢力への対応

業務の健全性及び適切性を確保することを目的に「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組んでおります。

● マネロン・テロ資金供与対策

マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要課題の一つとして位置づけ、内部管理態勢整備に取り組んでおります。

■ 金融商品の販売・勧誘

金融商品販売法等に基づき、お客様の資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行っております。

■ 統合的リスク管理の態勢

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスクも含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力と比較・対照することにより、自己管理型のリスク管理を行うことです。当金庫では、統合的リスク管理態勢の整備・確立に万全を期しております。

■ 自己資本管理の態勢

自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことです。当金庫では、自己資本管理態勢の整備・確立に万全を期しております。

■ 信用リスク管理の態勢

信用リスクとは、企業や個人への貸出金が回収不能、または利息受入不能になるリスクのことです。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、貸出審査部門と管理部門で、厳格な審査体制及び管理態勢をとっています。

また、内部研修やセミナーの実施、外部研修への受講生派遣、本部からの各営業店への臨店指導、更にしんきん共同センターの財務分析システムの活用など、貸出審査能力の向上と債権管理には万全を期しております。

■ 資産査定管理の態勢

資産査定とは、金融機関の保有する資産を個別に検討して回収の危険性、または、価値の毀損の危険性の度合いに従って区分する等の査定を行うことです。当金庫では、査定結果に基づき適正な償却・引当を行い、資産内容を適切に反映した財務諸表を作成しております。

■ 市場リスク管理の態勢

市場リスクとは資産(貸出金、有価証券など)・負債(預金など)双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動をもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などのリスクのことです。当金庫では、これらのリスクに対応するため、ALM委員会において経済、金利見通しなどに基づき運用、調達の方針を策定しております。

■ 流動性リスク管理の態勢

流動性リスクとは、市場環境の変化等により、必要な資金調達が困難になるリスクや、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。流動性リスクの管理に当たっては、支払い準備資産を信金中央金庫へ預け入れるとともに、信金中央金庫が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ体制が整っています。

また、日常の資金繰りに備えるため流動性リスクを適切に管理し、日々の資金繰りに問題が生じることのないよう万全を期しております。

■ オペレーショナル・リスク管理の態勢

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程・役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または、外生的な事象により損失を被るリスク及び金融機関自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスクのことです。

当金庫では、オペレーショナル・リスク管理の整備・確立に万全を期しております。

■ 社会的責任と貢献活動

信用金庫には「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」「地域社会繁栄への奉仕」という3つのビジョンがあります。この3つのビジョンを実践することが、信用金庫に課せられた社会的責任であります。

当金庫は、日頃より、ビジョン実現のため共存共栄・相互扶助のもとに生まれた金融機関として金融を通じて地域の皆様に貢献することを目標に掲げ活動しております。

主要な事業の内容

事業のご案内

いつも明るい笑顔で窓口にお客様をお迎えし、あるいはお客様を訪問して、預金や融資のご相談、さらに多彩なサービスのご案内まで、地域に根ざす金融機関として、いつも皆様の事業とご家庭の繁栄を願って努力を重ねています。

■ 預金のご案内

種 類	内 容 と 特 色	期 間	お預け入れ額
総合口座	普通預金と定期預金を1冊の通帳にセットし、「預ける、支払う、ためる、借りる」の機能を持った口座です。		
普通預金	給与、年金などの自動受取、公共料金、カード支払いなどの自動支払いサービスをご利用いただけます。キャッシュカードをセットされますと全国の信用金庫（入金も可）および提携金融機関で出金ができます。	出し入れ自由	1円以上
定期預金	定期預金は自動継続式で、利払式と元加式があります。	1カ月～5年	100円以上
自動融資	普通預金の残高が不足しても、この口座にセットしていただいた定期預金の90%以内、最高300万円まで自動的に融資がつけられます。		
普通預金	いつでもご自由にお出し入れのできる手軽な預金です。給与、年金の自動受取、公共料金等の自動支払にもご利用下さい。	出し入れ自由	1円以上
決済用預金	普通預金と同じ扱いで利息が付きません。全額預金保険制度により保護されます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	普通預金感覚でご利用下さい。残高が10万円以上で有利なお利息がつかます。個人の方に限ります。	出し入れ自由	1円以上
当座預金	商取引に小切手・手形をご利用いただくための預金です。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまった資金を短期で運用する預金です。	7日以上	10,000円以上
納税準備預金	納税資金専用の預金です。納税以外の支払いがあれば普通預金金利率適用となります。	引出しは原則として納税のみ	1円以上
後見制度支援預金	被後見人の預金のうち、日常的な支払い以外の通常使用しない金銭を家庭裁判所「指示書」に基づき別口座として安全に管理利用していただける預金です。	期間の定めはございません。	1円以上
定期預金	原則として、毎週月曜日に金融情勢等に応じて、金利が変わる預金です。		
大口定期預金	まとまったお金をさらに大きくふやすことのできるお得な預金です。	1カ月～5年	1,000万円以上
スーパー定期	1,000万円未満のお預け入れには最も利回りのよい預金です。	1カ月～5年	100円以上
変動金利定期預金	預入日から6カ月ごとに、利率が変動する預金です。	1年以上3年以内	100円以上
積立定期預金	積立回数2回以上、満期の3カ月前まで預け入れる事のできる預金です。		100円以上
スマイルライフ	当金庫で年金をお受け取りされている個人の方を対象とした商品です。	1年	10万円以上 1,000万円以内
スマイルライフEX	57歳以上65歳未満の年金未受給者で、年金を当金庫で受け取るご予約をいただいた個人の方を対象とした商品です。	1年	10万円以上 100万円以内
退職金専用定期預金	退職金をお受け取りになって6カ月以内の個人の方を対象とした商品です。	1年	100万円以上 (退職金受取額を上限)
定期積金(スーパー積金)	毎月一定の日に一定額を積立て、満期日にまとまった金額を受取る預金です。	1～5年	1,000円以上
ゆとり	当金庫で年金をお受け取りされている個人の方・当金庫で年金をお手続き中の個人の方を対象とした商品です。	2～5年	2万円以上 (1回の年金振込額以下)
そなえ	55歳以上で当金庫に年金振込の予約をしている個人の方・55歳以上で年金受給資格のある個人の方を対象とした商品です。	1～5年	1万円以上
自動解約付定期積金	毎月一定の日に一定額を積立て、満期日にまとまった金額を指定口座へ入金いたします。	1年以上5年以内	1,000円以上
納税定期積金	納税される法人および個人事業主を対象とした商品です。	6カ月以上1年以内	1万円以上
財形貯蓄	お勤めの方の財産づくりを目的とした給与よりの天引預金です。(お預け入れ時の金利が変わる自由金利預金です)		
一般財形	毎月一定額を給与より天引きする積立て預金で、使いみちは自由です。	3年以上	1,000円以上
財形住宅預金	住宅を取得することを目的とした預金です。財形年金と合わせて550万円まで非課税扱いができます。	5年以上	1,000円以上
財形年金預金	積立期間および据え置き期間終了後、年金として受取る事のできる預金です。財形住宅と合わせて550万円まで非課税扱いができます。	5年以上	1,000円以上
譲渡性預金(NCD)	短期の大口資金運用に適している預金で、満期日前に第三者に譲渡することができます。	2週間以上2年以内	5,000万円以上 1,000万円単位

■ 個人向けローンのご案内

ローンの種類	資金のお使いみち	ご融資額	ご融資期間	担保など
カーライフプラン	自動車及び自転車購入資金から運転免許取得費用や車庫設置費用まで幅広い資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内	不要
カーライフプラン・エコ	特に環境性能に優れた自動車（新車）の購入にご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内	不要
リピートプラン（カーライフ）	当金庫に基金保証付関連ローンをご利用の方が、次に自動車関連ローンご利用時のリピートプランです。	1,000万円以内	10年以内	不要
教育プラン	学校納付金から教材購入費や引越代まで幅広い教育関連費用にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年以内	不要
リピートプラン（教育）	当金庫に基金保証付関連ローンをご利用の方が、次に教育関連ローンご利用時のリピートプランです。	1,000万円以内	16年以内	不要
教育カードローン	教育資金が必要な時ATM・CDを通じていつでもご利用いただけます。	500万円以内	14年9ヶ月	不要
リフォームプラン	自宅建物に関する家屋増改築や住居修繕にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	不要
リフォームプラン・エコ	太陽光発電システム等のエコ関連設備の購入、設置にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	不要
リピートプラン（リフォーム）	当金庫に基金保証付関連ローンをご利用の方が、次にリフォーム関連ローンご利用時のリピートプランです。	1,000万円以内	15年以内	不要
無担保住宅ローン	不動産の購入、家屋増改築や住居修繕、住宅ローンの借換えにご利用いただけます。	1,000万円以内	20年以内	不要
リピートプラン（無担保住宅）	当金庫に基金保証付関連ローンをご利用の方が、次に無担保住宅ローンをご利用時のリピートプランです。	1,000万円以内	20年以内	不要
福祉プラン	介護用機器購入や老人ホーム入居一時金にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	不要
子育て応援プラン	出産・子育てにかかる費用にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内	不要
シニアライフローン	当金庫で年金をお受取りいただいているシニア層向けに、消費性資金全般にわたる幅広い資金にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内	不要
一般個人ローン	消費性資金全般にわたる幅広い資金にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	不要
フリーローン	お使いみち自由な多目的ローンです。	500万円以内	10年以内	不要
切替プラン	基金保証付カードローン等借換えにご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	不要
職域サポートローン	当金庫と「職域サポート契約書」を締結している事業所で働く経営者・従業員の方がご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	不要
カードローン	貸越極度額の範囲でATM・CDを通じて入出金を繰り返せるカードローンです。	50万円以内 100万円以内	2年以内 (再審査の上更新)	不要
きゃっするカードローン	必要な時いつでもご利用いただけるカードローンです。(除く事業資金)	300万円まで	3年以内 (再審査の上更新)	不要
きゃっするフリーローン	お使いみち自由な多目的ローンです。専業主婦、パート、アルバイトの方もご利用いただけます。	300万円まで	10年以内	不要
住宅ローン	住宅の新築、増改築資金及び建売住宅、マンション、中古住宅の購入資金にご利用いただけます。	1億円以内	35年以内	土地・建物
水洗便所改造資金融資	生活排水設備工事資金（宇和島市の下水処理区域内のみ）	5万円以上 50万円以内	4年2ヶ月以内	不要
代理貸付	(代理貸付業務の取扱先) 信金中央金庫、日本政策金融公庫、独立行政法人住宅支援機構、独立行政法人福祉医療機構、年金積立金管理運用独立行政法人			

※基金とは（一社）しんきん保証基金

■ 事業者向けローンのご案内

ローンの種類	資金のお使いみち	ご融資額	ご融資期間	担保など
事業資金	資金の使途に応じ、手形貸付、証書貸付、当座貸越、手形割引などの方法があります。			
創業支援ローン「スタートアップ」	新たに事業を始める方、または事業開始後2年未満の方に創業期に必要な運転資金、設備資金にご利用いただけます。	500万円以内	7年以内 (1年以内元金据置可)	不要
ビジネスローン「NEXT II」	事業に必要な運転・設備資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内	不要
あぐりネクスト	農業に必要な運転・設備資金にご利用いただけます。	500万円以内	5年以内	不要
事業者カードローン	信用保証協会付融資			
代理貸付	(代理貸付業務の取扱先) 信金中央金庫、日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人福祉医療機構、年金積立金管理運用独立行政法人、その他			

■ サービスのご案内

サービスの種類	内 容
でんさいネット	インターネットを活用した新たな決済手段です。
テレホンバンキング	残高、入金照会を、キャッシュカードをお持ちの方は、どなたでもご利用できます。振込、振替は事前の申込みが必要となります。
デビットカード	デビット加盟店において、当金庫のキャッシュカードで決済が出来ます。
インターネットバンキング	パソコンなどを使って残高照会・資金移動が出来ます。
内国為替	全国各地に、確実、迅速に送金・取立のできる“しんきん為替”をご利用下さい。ATMからも振込みが出来ます。
給与振込	給与やボーナスは安全、確実にあなたの口座へ入金、家計管理のお役に立ちます。
年金振込	各種年金が簡単な手続きであなたの口座に振込まれます。ご入金も早く、お引出しも簡単です。
公共料金自動支払	電気、電話、NHK、水道、ガスの公共料金をあなたの預金から自動的にお支払いさせていただきます。
しんきんVISAカード	買物も食事も加盟店ならサインひとつでお支払いが出来、急に現金がご入用のときは「キャッシングサービス」が受けられます。
貸金庫	重要な書類や貴重品を災害から守ります。新橋支店では全自動貸付金庫がご利用いただけます。
自動機休日サービス	利用手数料は無料で全店舗および店外キャッシュコーナーにて営業しています。
両替商業務	本店営業部では外貨の両替をお取り扱いしています。
個人型確定拠出年金 (iDeCo)	りそな銀行の個人型確定拠出年金 (iDeCo) を受付金融機関として取扱いをしております。税制優遇を受けながら老後資金を確保する制度で、毎月の掛金を自分自身で運用しながら積み立てていき、原則60歳以降に受取ることができます。

■ 信託契約代理店業務

信金中央金庫の代理店として個人向け信託商品を取扱いしております。

- ・しんきん相続信託『こころのバトン』
ご自分の将来の生活資金としての定期的な受取りやご家族にのこす金額及び受取方法をあらかじめ指定できる信託商品です。
- ・しんきん暦年信託『こころのりボン』
贈与を希望される場合、その手続きをサポートする信託商品です。贈与する方は、あらかじめ誰にいくら贈るか指定できます。

■ 付帯業務

● 代理業務

- ・日本銀行歳入代理店
- ・年金積立金管理運用独立行政法人
- ・株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
- ・地方公共団体の公金取扱業務
- ・日本政策金融公庫等の代理貸付業務

● 貸金庫業務

● 有価証券の貸付

● 債務の保証

● 公共債の引受

● 国債の窓口販売

● 保険商品の窓口販売

● スポーツ振興くじ払戻業務

● 電子債券記録業に係る業務

手数料

■ 為替手数料

1. 振込手数料 (1件につき)	窓口手数料	当金庫あて	当店あて	3万円未満	330円
			3万円以上	550円	
		他店あて	3万円未満	330円	
			3万円以上	550円	
		他行庫あて	3万円未満	605円	
			3万円以上	770円	
A T M ホ ン バ ン ク ネ ッ ト	当金庫あて	当店あて	3万円未満	無料	
		3万円以上	無料		
	他店あて	3万円未満	無料		
		3万円以上	無料		
	他行庫あて	3万円未満	275円 ATM 385円		
		3万円以上	330円 ATM 550円		
他行あてのATM振込手数料のみ金額が異なります					
2. 代金取立手数料 (1通につき)	至急扱い		1,100円		
	普通扱い		770円		
3. その他の諸手数料	不渡手形返却料(1通につき)		880円		
	取立手形組戻料(1通につき)		880円		
	取立手形店頭呈示料(1通につき)		880円		
	送金振込組戻料(1件につき)		880円		

(令和4年4月1日現在)

■ 両替手数料

両替手数料	～100枚	220円
	101～500枚	440円
	501～1,000枚	770円
	以後1,000枚毎に	330円加算
自動両替機利用手数料 (自動両替機設置店)	1～500枚	100円
	501～1,000枚	200円
	1,001枚以上	400円

(令和4年4月1日現在)

※両替の前後で多いほうの枚数が基準となります。

■ 大量硬貨 入出金手数料

入出金枚数	～100枚	無料
	101～500枚	440円
	501～1,000枚	770円
	1,001～2,000枚	1,100円
	以後1,000枚毎に	330円加算

(令和4年4月1日現在)

■ 口座開設手数料

当座預金口座開設手数料	11,000円
-------------	---------

(令和4年4月1日現在)

■ その他の事務手数料

項目	手数料
でんさいネット利用手数料	基本利用料 0円 (サービス期間中) 記録手数料 (1件毎)PCチャネル ①発生記録 220円 ②譲渡記録 220円
小切手帳発行手数料	1冊につき 1,100円
手形帳発行手数料	1冊につき 1,100円
自己宛小切手発行手数料	1枚につき 550円
通帳・証書の再発行手数料	1冊につき 1,100円
キャッシュカード(ローンカードを含む)の再発行手数料	1枚につき 1,100円
残高証明書の発行手数料	1件につき 440円
夜間金庫の利用手数料	1年間 26,400円
不動産担保設定手数料	設定額 1千万円未満 11,000円
	設定額 1千万円以上 33,000円
	設定額 5千万円以上 55,000円
不動産担保変更手数料	11,000円

(令和4年4月1日現在)

■ 自動機利用手数料

キャッシュカードの種類	利用時間	手数料
当金庫 四国内の信用金庫	平日	8:00～22:00 無料
	土曜日	9:00～21:00 無料
	日曜・祝日	9:00～21:00 無料
四国内の信用金庫 以外の信用金庫 (しんきんゼロネットサービス)	平日	8:00～18:00 無料 18:00～22:00 110円
	土曜日	9:00～14:00 無料 14:00～21:00 110円
	日曜・祝日	9:00～21:00 110円
他行カード	平日	8:00～18:00 110円 18:00～22:00 220円
	土曜日	9:00～14:00 110円 14:00～21:00 220円
	日曜日	9:00～21:00 220円
	祝日	9:00～21:00 220円

(令和4年4月1日現在)

設置場所別の利用時間には36ページの「店舗一覧」ならびに「店外キャッシュコーナー」をご参照下さい。全国の信用金庫間は無料で、他行は110円になります。なお、四国内の提携信用金庫では、平日の時間外、土、日、祝祭日も無料です。

■ 貸金庫使用料

種類	年間使用料
簡易	3,300円
全自動	小 11,000円
	大 13,200円

(設置店舗) 新橋支店

(令和4年4月1日現在)

主な事業に関する事項

■最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益 (千円)	2,136,165	1,849,385	1,886,623	1,676,798	1,852,303
経常利益(△は経常損失) (千円)	323,346	△1,144,118	273,916	△710,806	229,103
当期純利益(△は純損失) (千円)	209,223	△1,640,253	256,105	△743,440	237,163
出資総額 (百万円)	350	350	627	635	635
出資総口数 (百万口)	3	3	6	6	6
純資産額 (百万円)	7,187	5,381	5,107	5,124	5,061
総資産額 (百万円)	118,268	116,780	115,600	119,350	119,434
預金積金残高 (百万円)	106,889	106,872	106,121	110,184	110,734
貸出金残高 (百万円)	69,188	70,748	69,059	68,938	67,147
有価証券残高 (百万円)	15,822	15,324	13,656	19,231	21,532
単体自己資本比率 (%)	10.16	8.00	9.03	8.54	9.01
出資に対する配当金 (出資1口当たり) (円)	3	3	3	3	3
役員数 (人)	12	13	12	12	12
うち常勤役員数 (人)	7	7	6	6	6
職員数 (人)	108	120	115	113	114
会員数 (人)	6,820	6,875	6,908	6,313	6,198

■業務粗利益

	令和2年度	令和3年度
資金運用収支	1,469,218	1,436,093
資金運用収益	1,519,994	1,477,537
資金調達費用 <small>除く金銭の信託運用見合費用</small>	50,776	41,444
役務取引等収支	△5,283	△15,192
役務取引等収益	103,498	92,306
役務取引等費用	108,781	107,499
その他の業務収支	△68,636	58,132
その他業務収益	7,413	58,362
その他業務費用	76,049	229
業務粗利益	1,395,298	1,479,034
業務粗利益率	1.17	1.23

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計 (平均残高)}} \times 100$ (単位 千円)

■業務純益等

	令和2年度	令和3年度
業務純益	△87,971	370,897
実質業務純益	263,184	370,897
コア業務純益	338,064	327,330
コア業務純益 <small>(投資信託解約損益を除く)</small>	338,064	327,330

(単位 千円)

■利鞘

	令和2年度	令和3年度
資金運用利回	1.27	1.23
資金調達原価率	1.03	0.99
総資金利鞘	0.24	0.24

(単位 %)

■資金運用収支の内訳

	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	119,195	1,519,994	1.27	119,769	1,477,537	1.23
貸出金	69,056	1,246,568	1.80	68,119	1,183,949	1.73
預け金	33,404	60,785	0.18	30,958	55,930	0.18
有価証券	16,170	201,351	1.24	20,166	219,092	1.08
その他	563	11,288	2.00	525	18,565	3.53
資金調達勘定	114,375	50,776	0.04	115,079	41,444	0.03
預金積金	110,729	37,809	0.03	111,859	29,702	0.02
借入金	3,547	9,153	0.25	3,108	8,163	0.26
その他	98	3,812	3.85	111	3,578	3.20

(注) 「資金運用勘定」は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(単位 百万円 千円 %)

■ 受取・支払利息の分析

	令和2年度			令和3年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	5,006	△ 86,041	△ 81,035	21,333	△ 63,789	△ 42,456
貸出金	△ 10,600	△ 27,564	△ 38,164	△ 16,283	△ 46,336	△ 62,619
預け金	4,132	△ 10,249	△ 6,117	△ 4,421	△ 434	△ 4,855
有価証券	10,416	△ 47,315	△ 36,899	43,415	△ 25,674	17,741
その他	1,058	△ 913	145	△ 1,378	8,655	7,277
支払利息	△ 264	△ 5,993	△ 6,257	△ 448	△ 8,884	△ 9,332
預金積金	890	△ 6,163	△ 5,273	298	△ 8,406	△ 8,108
借入金	△ 730	△ 132	△ 862	△ 1,153	163	△ 990
その他	△ 424	302	△ 122	407	△ 641	△ 234

(単位 千円)

■ 利益率

	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	△ 0.58	0.18
総資産当期純利益率	△ 0.61	0.19

(注) 総資産経常利益(当期純利益)率 = $\frac{\text{経常利益(当期純利益)}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

(単位 %)

■ 預金・譲渡性預金残高および平均残高

	令和2年度		令和3年度	
	残高	平均残高	残高	平均残高
流動性預金	33,952	33,084	35,878	36,147
うち有利息預金	31,843	30,165	33,755	32,804
定期性預金	75,861	77,470	74,473	75,554
うち固定金利	75,861	77,470	74,473	75,554
うち変動金利	—	—	—	—
その他	370	174	382	157
計	110,184	110,729	110,734	111,859
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	110,184	110,729	110,734	111,859

(注) (1) 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

(単位 百万円)

(2) 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

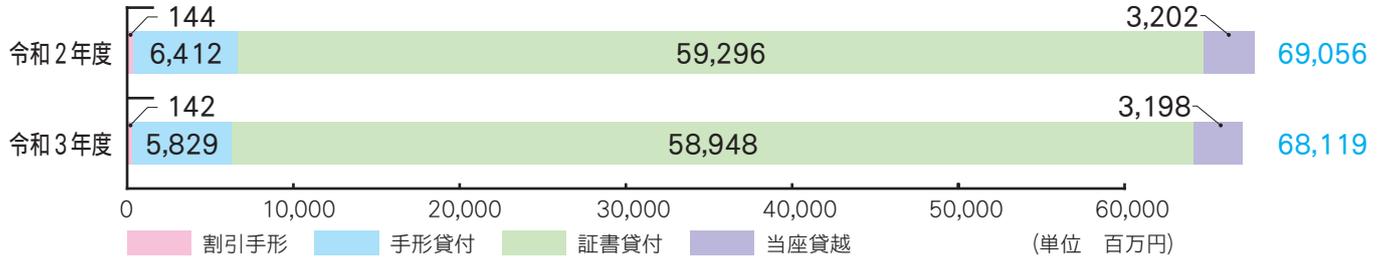
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■ 定期預金残高

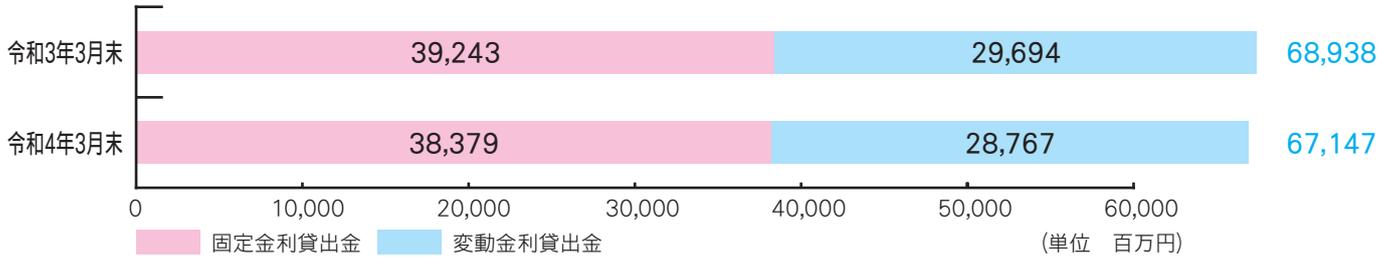
	令和3年3月末	令和4年3月末
定期預金	69,269	67,538
固定金利定期預金	69,269	67,538
変動金利定期預金	—	—
その他	—	—

(単位 百万円)

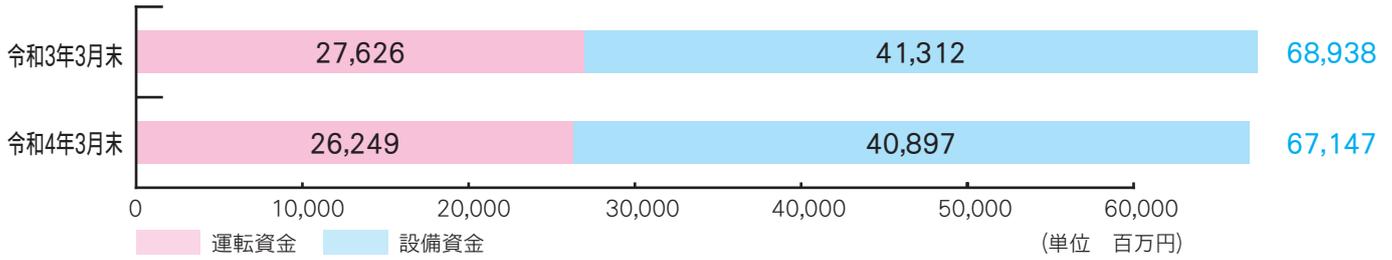
■ 貸出金平均残高



■ 貸出金残高



■ 貸出金使途別残高



■ 貸出金業種別内訳

	令和2年度			令和3年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	89	2,635	3.82	90	2,364	3.52
農業、林業	28	104	0.15	36	144	0.21
漁業	63	3,440	4.98	56	2,497	3.71
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	223	3,440	4.98	243	3,524	5.24
電気・ガス・熱供給・水道業	37	777	1.12	36	695	1.03
情報通信業	2	2	0.00	3	5	0.00
運輸業、郵便業	44	1,226	1.77	44	1,109	1.65
卸売業、小売業	332	6,676	9.68	333	6,227	9.27
金融業、保険業	27	7,058	10.23	29	7,545	11.23
不動産業	157	13,002	18.86	167	13,238	19.71
物品賃貸業	6	882	1.27	6	836	1.24
学術研究、専門・技術サービス業	34	81	0.11	33	106	0.15
宿泊業	12	1,092	1.58	12	1,081	1.60
飲食業	186	1,914	2.77	173	1,788	2.66
生活関連サービス業、娯楽業	95	1,058	1.53	97	1,445	2.15
教育、学校支援業	11	379	0.54	9	275	0.40
医療、福祉	67	5,863	8.50	67	5,571	8.29
その他のサービス	148	2,083	3.02	149	2,032	3.02
小計	1,561	51,720	75.02	1,583	50,491	75.19
地方公共団体	3	2,343	3.39	3	2,075	3.09
個人	3,549	14,874	21.57	3,351	14,580	21.71
合計	5,113	68,938	100.00	4,937	67,147	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(単位 百万円 %)

■ 貸出金、債務保証見返の担保別内訳

	貸出金		債務保証見返	
	令和3年3月末	令和4年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末
当金庫預金積金	292	294	10	10
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	25,203	25,340	108	106
その他	—	—	—	—
小計	25,496	25,634	119	117
信用保証協会・信用保険	6,953	6,784	11	10
保証	7,240	5,949	16	3
信用	29,247	28,778	1	1
合計	68,938	67,147	149	133

(単位 百万円)

■ 預貸率

	令和2年度	令和3年度
期末預貸率	62.56	60.63
期中平均預貸率	62.36	60.89

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

(単位 %)

■ 有価証券の残存期間別残高

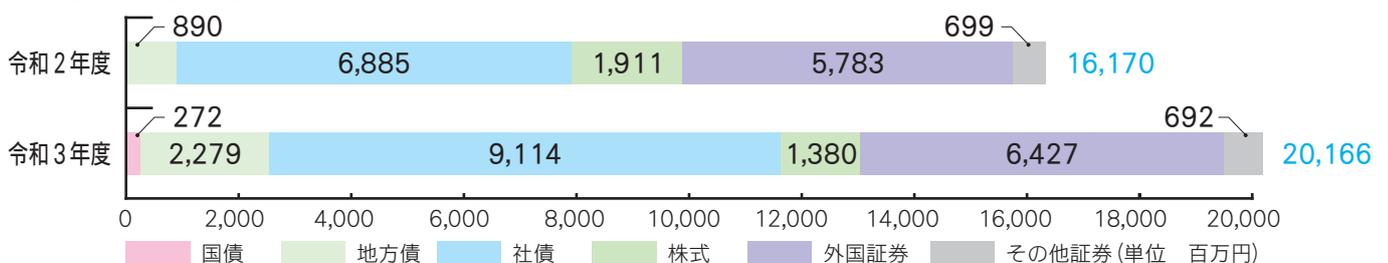
	令和3年3月末								令和4年3月末								
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計	
国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	864	—	864
地方債	—	101	—	—	—	1,826	—	1,928	—	100	—	—	—	—	2,566	—	2,666
社債	152	1,562	605	179	2,520	3,998	—	9,017	968	737	763	151	3,387	3,542	—	9,550	
株式	—	—	—	—	—	—	1,573	1,573	—	—	—	—	—	—	—	1,249	1,249
外国証券	—	101	1,131	302	1,475	2,163	797	5,971	100	175	701	595	1,245	2,121	1,544	6,485	
その他の証券	—	—	—	—	—	—	740	740	—	—	—	—	—	—	716	716	

(単位 百万円)

■ 商品有価証券平均残高

令和2年度、令和3年度の取扱実績はありません。

■ 有価証券平均残高



■ 預証率

	令和2年度	令和3年度
期末預証率	17.45	19.44
期中平均預証率	14.60	18.02

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

(単位 %)

直近の2事業年度における財産の状況

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書

■ 貸借対照表

科 目	令和3年3月31日	令和4年3月31日
資産の部		
現金	667	697
預け金	29,673	28,865
金銭の信託	—	—
有価証券	19,231	21,532
国債	—	864
地方債	1,928	2,666
社債	9,017	9,550
株式	1,573	1,249
その他の証券	6,712	7,201
貸出金	68,938	67,147
割引手形	128	89
手形貸付	6,049	5,854
証書貸付	59,609	57,989
当座貸越	3,150	3,214
その他資産	684	645
未決済為替貸	8	7
信金中金出資金	457	457
前払費用	6	9
未収収益	86	89
その他の資産	125	80
有形固定資産	1,368	1,358
建物	365	339
土地	938	938
リース資産	55	66
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	9	14
無形固定資産	83	82
ソフトウェア	3	2
その他の無形固定資産	80	80
前払年金費用	—	—
繰延税金資産	—	28
債務保証見返	149	133
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ 1,446 (△ 744)	△ 1,057 (△ 378)
資産の部合計	119,350	119,434

(単位 百万円)

科 目	令和3年3月31日	令和4年3月31日
負債の部		
預金積金	110,184	110,734
当座預金	1,796	1,751
普通預金	31,658	33,604
貯蓄預金	237	258
通知預金	261	264
定期預金	69,269	67,538
定期積金	6,592	6,935
その他の預金	370	382
借入金	3,370	2,941
借入金	3,341	2,906
当座借越	29	34
その他負債	225	251
未決済為替借	16	19
未払費用	26	22
給付補填備金	11	15
未払法人税等	0	0
前受収益	42	44
払戻未済金	11	4
払戻未済持分	0	9
職員預り金	46	48
リース債務	55	69
その他の負債	12	15
賞与引当金	50	49
退職給付引当金	38	53
役員退職慰労引当金	85	102
偶発損失引当金	10	21
繰延税金負債	23	—
再評価に係る繰延税金負債	86	86
債務保証	149	133
負債の部合計	114,225	114,373
純資産の部		
出資金	635	635
普通出資金	635	635
利益剰余金	4,441	4,659
利益準備金	400	405
その他利益剰余金	4,040	4,254
特別積立金	4,539	3,889
(うち目的積立金)	(1,070)	(520)
当期末処分剰余金	△ 498	365
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	5,076	5,294
その他有価証券評価差額金	△ 63	△ 344
土地再評価差額金	111	111
評価・換算差額等合計	47	△ 233
純資産の部合計	5,124	5,061
負債及び純資産の部合計	119,350	119,434

(単位 百万円)

(注)

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のないものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産増入法により処理しております。
- (3) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～39年
動産	2年～35年
- (4) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金融利用のソフトウェアについては、倉庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- (5) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (6) 外貨建資産負債は決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (7) 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。これらの債権は正常先債権もしくは、要注意先債権として分類されますが、この要注意債権のうち大口と先払に該当する債務者の債権（別途引当対象）大口と先払債権とし、当該債権についての過去10年間の平均貸倒実績率に基づき、別途一般貸倒引当金を追加計上しております。なお、当事業年度に追加計上した別途引当金は99百万円であり、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した審査部及び監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,248百万円です。
- (8) 貸与引当金は、職員への貸与の支払いに備えるため、職員に対する貸与の見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び引当金の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額法によるものと、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりです。

過去勤務債務	その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を（それぞれ発生年の翌年から）費用処理
- (9) 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）より設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は、次のとおりです。

① 制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）	
年金資産の額	1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低準備金の額との合計額	1,817,887百万円
差引額	△ 84,957百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和3年3月31日現在）	0.0665%
- (10) ③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当期財務諸表上、特別掛金12百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給付の額に乘じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
① 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生しと認められる額を計上しております。
② 睡眠負債払戻金引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生しと認められる額を計上しておりますが、当事業年度末において金額が少ないため、計上しておりません。
③ 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づき信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- (11) 収益の計上方法
役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金立等の内国為替業務に基づくものであります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- (12) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- (13) 会計上の見積りに関する注記
計算書類の作成にあたっては、貸借対照表上の資産、負債の計上額、および損益計算書上の収益、費用の計上額に影響を与える見積り、判断ならびに仮定を使用する必要があります。過去の実績や状況を踏まえ合理的と考えられるさまざまな要因に基づき、継続的に見積り、判断および仮定を行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。新型コロナウイルス感染症は依然として収束しておらず、感染者数の増加・減少を交互に繰り返す等先行きの不透明感は続いております。こうした状況が続くものとの仮定の下、会計上の見積りを行っております。以下に当金庫の計算書類に重要な影響を与えるリスクに着目して記載しております。

① 貸倒引当金	1,057百万円
---------	----------

貸倒引当金の算出方法は、注記(7)に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し等」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

② 繰延税金資産	163百万円
繰延税金負債	154百万円
繰延税金資産	29百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

③ 固定資産の減損損失	344百万円
-------------	--------

固定資産の減損損失は、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分（支店別）を単位としてグループ単位で行い、当該資産グループ単位で減損の兆候を把握しております。減損損失を認識するかどうかの判定および使用価値の算定に際して用いられる将来キャッシュ・フローは、経済環境などの外部要因に関する情報や当金庫が用いている内部の情報に基づき、合理的な仮定を置いて計算しております。なお、当期において減損損失は発生しておりません。前提とした条件や仮定が将来の不確実な経済環境の変動によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度以降において見積りと異なった場合、減損の兆候、判定に重要な影響を与える可能性があります。
- (14) 理事及び監事に対する金銭債権総額 344百万円
- (15) 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	805百万円
危険債権額	638百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	704百万円
合計額	2,148百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建に支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (16) 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引当手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は89百万円です。
- (17) 上記のほか、為替決済取引の担保として預け金1,500百万円、日本銀行代理店保証金として有価証券34百万円を差し入れております。
- (18) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債勘定に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16号に規定する地価税法の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 418百万円
- (19) 出資1口当たりの純資産額 797円49銭
- (20) 金融商品の状況に関する事項
①金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
②金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
③金融商品に係るリスク管理体制
④信用リスクの管理
当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会や理事会で、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、審査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
⑤市場リスクの管理
(i)金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。四半期毎に総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、ALM委員会に報告しております。
(ii)為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
(iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理要項に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従って行っております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は総務部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
(iv)市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、「預け金」、「有価証券」のうち債券・投資信託・株式・貸出金及び「預金積金」の市場リスク量VaRにより計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRはヒストリカル・シミュレーション法（保有期間6ヶ月、信頼期間99%、観測期間5年）により算出しており、令和4年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で525百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

- (24) 金融商品の時価等に関する事項
 なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金等については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
 令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

■ 残高及び時価

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (* 1)	28,865	29,032	166
(2) 有価証券	21,421	21,424	2
満期保有目的の債券	314	317	2
その他有価証券	21,106	21,106	—
(3) 貸出金 (* 1)	67,147		
貸倒引当金(* 2)	△ 1,057		
	66,089	67,507	1,417
金 融 資 産 計	116,376	117,963	1,586
(1) 預金積金 (* 1)	110,734	110,806	72
(2) 借入金 (* 1)	2,941	2,952	11
金 融 負 債 計	113,675	113,759	83

(単位 百万円)

(* 1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(* 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法 (算定方法)

金融資産

①預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

②有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については(25)から(27)に記載しております。

③貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額 (貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という。)

②④以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③④以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に準じて割り引いた価額

金融負債

①預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利に準じております。

②借入金

借入金については、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる代金として記載しております。その割引率は、市場金利に準じております。

(注) 市場価格のない非上場株式等は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (* 1)	23
非上場その他の証券 (* 1)	87
合 計	111

(単位 百万円)

(* 1) 非上場株式及び非上場その他の証券については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(25) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

■ 売買目的有価証券

・ 該当なし

■ 満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	280	283	2
	そ の 他	—	—	—
	小 計	280	283	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	33	33	△ 0
	そ の 他	—	—	—
小 計	33	33	△ 0	
合計		314	317	2

(単位 百万円)

■ その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	625	341	283	
	債 券	4,571	4,414	156	
	国 債	—	—	—	
	地 方 債	433	399	33	
	短期社債	—	—	—	
	社 債	4,137	4,014	122	
	その他	1,398	1,354	44	
	小 計	6,594	6,111	483	
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	600	835	△ 234
		債 券	8,196	8,374	△ 178
国 債		864	896	△ 31	
地 方 債		2,233	2,303	△ 70	
短期社債		—	—	—	
社 債		5,098	5,175	△ 77	
その他		5,714	5,998	△ 283	
小 計		14,511	15,209	△ 697	
合計	21,106	21,320	△ 213		

(単位 百万円)

(26) 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	476	159	18
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	37	11	—
その他	246	31	—
合計	760	202	18

(単位 百万円)

(27) 保有目的を変更した有価証券

保有目的を変更した有価証券はありません。

(28) 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、11百万円（株式11百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりです。

① 30%以上50%未満の下落率

①株式、証券投資信託、その他の証券

過去2年間の時価の最高値が、1度も帳簿価額の70%以上に達していない場合

②④を除く有価証券

格付けの著しい低下があった場合など、信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合

② 50%以上の下落率

取得原価から50%以上下落した場合

(29) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は7,134百万円です。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(30) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		繰延税金負債	
一般貸倒引当金	127百万円	その他有価証券評価差額	▲134百万円
個別貸倒引当金	885百万円	繰延税金負債合計	▲134百万円
賞与引当金	13百万円	繰延税金資産の純額	28百万円
破綻懸念先以下の未収利息	16百万円		
減価償却超過額	7百万円	土地再評価に係る繰延税金負債	
偶発損失引当金	5百万円	土地再評価差額金(益)	86百万円
普通預金	0百万円	土地再評価に係る繰延税金負債の純額	86百万円
役員退職慰労引当金	28百万円		
減損損失	9百万円		
退職給付引当金	14百万円		
有価証券償却	3百万円		
繰越欠損金(注1)	69百万円		
その他有価証券評価差額	192百万円		
繰延税金資産小計	1,374百万円		
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	▲69百万円		
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	▲1,141百万円		
評価性引当額小計	1,210百万円		
繰延税金資産合計	163百万円		

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(令和3年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*1)	—	—	—	—	—	69	69
評価性引当額	—	—	—	—	—	69	69
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(31) 収益認識会計基準の「表示」に関して記載すべき事項はありません。

(32) 会計方針の変更

収益認識に関する会計基準

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号令和元年7月4日、以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。この変更による影響は軽微であります。

なお、「金融商品の時価等に関する事項」を(24)に記載しております。

(33) 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

■ 損益計算書

科 目	令和3年3月31日	令和4年3月31日
経常収益	1,676,798	1,852,303
資金運用収益	1,519,994	1,477,537
貸出金利息	1,246,568	1,183,949
預け金利息	60,785	55,930
有価証券利息配当金	201,351	219,092
その他の受入利息	11,288	18,565
役員取引等収益	103,498	92,306
受入為替手数料	39,952	32,364
その他の役員収益	63,545	59,942
その他業務収益	7,413	58,362
外国為替売買益	83	471
国債等債券売却益	—	43,566
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	7,329	14,324
その他経常収益	45,892	224,096
貸倒引当金戻入益	—	23,898
償却債権取立益	36,533	16,993
株式等売却益	7,323	183,198
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	2,035	5
経常費用	2,387,604	1,623,199
資金調達費用	50,776	41,444
預金利息	32,990	24,324
給付補填備金繰入額	4,819	5,377
借入金利息	9,153	8,163
その他の支払利息	3,812	3,578
役員取引等費用	108,781	107,499
支払為替手数料	13,841	11,512
その他の役員費用	94,939	95,986
その他業務費用	76,049	229
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	74,880	—
その他の業務費用	1,169	229
経費	1,158,570	1,131,611
人件費	733,298	717,918
物件費	407,715	372,641
税金	17,556	41,050
その他経常費用	993,426	342,415
貸倒引当金繰入額	557,982	—
貸出金償却	400,636	299,308
株式等売却損	9,680	18,399
株式等償却	—	11,123
その他資産償却	—	—
その他経常費用	25,127	13,583
経常利益(又は経常損失)	△ 710,806	229,103

(単位 千円)

科 目	令和3年3月31日	令和4年3月31日
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	36,177	13,959
固定資産処分損	654	13,959
減損損失	35,463	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)	△ 746,923	215,144
法人税、住民税及び事業税	939	939
法人税等調整額	△ 4,422	△ 22,957
法人税等合計	△ 3,483	△ 22,018
当期純利益(又は当期純損失)	△ 743,440	237,163
繰越金(当期首残高)	264,713	127,885
土地評価差額金取崩額	△ 19,540	—
当期未処分損失金 (又は当期未処分利益金)	△ 498,267	365,048

(注)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 37円34銭

(単位 千円)

■ 剰余金処分計算書

科 目	令和3年3月31日	令和4年3月31日
当期末処分剰余金	△ 498,267,750	365,048,486
当期純利益(又は当期純損失)	△ 743,440,801	237,163,023
繰越金(当期首残高)	264,713,969	127,885,463
土地評価差額金取崩額	△ 19,540,918	—
積立金取崩額	650,000,000	—
特別積立金	650,000,000	—
内経営安定強化積立金	550,000,000	—
計	151,732,250	—
剰余金処分量	23,846,787	68,994,301
利益準備金	5,000,000	50,000,000
普通出資に対する配当金	18,846,787	18,994,301
(配当率)	(年率3.0%)	(年率3.0%)
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	127,885,463	296,054,185

(単位 円)

■ 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和4年6月17日

宇和島信用金庫

理事長

清家義幸

■ 会計監査人の監査の状況

令和3年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、四国松山凜監査法人の監査を受けております。

■信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

区 分		開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等		保全率 (B)/(A)	引当率 (D)/(A-C)
				(C)	(D)		
破産更正等債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	821	821	696	124	100.00	100.00
	令和3年度	805	805	685	120	100.00	100.00
危険債権	令和2年度	964	762	142	620	79.13	75.51
	令和3年度	638	535	277	257	83.80	71.38
要管理債権	令和2年度	549	161	46	114	29.35	22.82
	令和3年度	704	245	100	144	34.83	23.99
三月以上延滞債権	令和2年度	6	3	1	1	48.00	28.66
	令和3年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和2年度	542	158	44	113	29.14	22.76
	令和3年度	704	245	100	144	34.83	23.99
小 計 (A)	令和2年度	2,334	1,745	885	859	74.76	59.33
	令和3年度	2,148	1,586	1,063	523	73.82	48.18
正常債権 (B)	令和2年度	66,791					
	令和3年度	65,168					
総与信残高 (A)+(B)	令和2年度	69,126					
	令和3年度	67,317					

(単位 百万円 %)

- (注) (1) 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- (2) 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- (3) 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- (4) 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- (5) 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- (6) 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- (7) 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- (8) 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- (9) 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

■ 単体自己資本比率

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

項 目	令和2年度		令和3年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的 永久優先出資に係る会員勘定の額	5,057		5,275	
うち、出資金及び資本剰余金の額	635		635	
うち、利益剰余金の額	4,441		4,659	
うち外部流出予定額 (△)	18		18	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0		△ 0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	702		679	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	702		679	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	26		17	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	5,786		5,973	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	60		59	
うち、のれんに係るものの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	60		59	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—		—	
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に参入される額	—		—	
前払年金費用の額	—		—	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—		—	
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—		—	
特定項目に係る10%基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	

(単位 百万円)

項 目	令和2年度		令和3年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
特定項目に係る15%基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に 関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連する ものの額	—		—	
コア資本に係る調整項目の額(口)	60		59	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	5,726		5,913	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	64,130		62,813	
資産(オン・バランス)項目	64,006		62,705	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入 される額の合計額	△ 237		△ 237	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置を用いて算出した リスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出した リスク・アセットの額を控除した額	△ 435		△ 435	
うち、上記以外に該当するものの額	197		197	
オフ・バランス取引等項目	124		108	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—		—	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・ アセットの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,909		2,787	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額(二)	67,040		65,601	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(二))	8.54		9.01	

(単位:百万円)

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

	令和2年度		令和3年度	
	信用リスク・アセット	所要自己資本額	信用リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計※ ¹	64,130	2,565	62,813	2,512
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとの エクスポージャー※ ²	63,580	2,543	61,861	2,474
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	552	22	491	19
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	30	1	30	1
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,021	280	6,954	278
法人等向け	30,394	1,215	30,856	1,234
中小企業等向け及び個人向け	12,868	514	12,534	501
抵当権付住宅ローン	806	32	705	28
不動産取得等事業向け	276	11	216	8
3ヵ月以上延滞等	347	13	245	9
取立未済手形	1	0	1	0
信用保証協会等による保証付	250	10	246	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,627	65	1,288	51
出資等のエクスポージャー	1,627	65	1,288	51
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	9,404	376	8,291	331
うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段 に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	725	29	725	29
うち信用金庫連合会の対象普通出資等であって コア資本に係る調整項目の額に算入されなかった 部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
うち特定項目のうち調整項目に算入されない 部分に係るエクスポージャー	193	7	250	10
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー※ ³	—	—	—	—
うちSTC要件適用分	—	—	—	—
うち非STC要件適用分	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	787	31	1,189	47
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入 されるものの額	197	7	197	7
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエク スポージャーに係る経過措置によりリスク・アセット の額に算入されなかったものの額	△ 435	△ 17	△ 435	△ 17
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して 得た額	2,909	116	2,787	111
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	67,040	2,681	65,601	2,624

(単位:百万円)

- (注) (1) 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
(2) 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
(3) 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
(4) 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

$\left(\text{オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法) の算定方法} \right) = \frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$

- (5) 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 〈業種及び残存期間別〉

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				有価証券		デリバティブ取引			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国内	113,485	113,141	69,087	67,280	13,259	15,047	—	—	1,000	495
国外	5,971	6,485	—	—	5,971	6,485	—	—	—	—
地域別合計	119,457	119,626	69,087	67,280	19,231	21,532	—	—	1,000	495
製造業	4,605	4,771	2,636	2,366	1,969	2,405	—	—	—	0
農業・林業	173	211	173	211	—	—	—	—	—	—
漁業	4,020	2,971	3,441	2,498	579	473	—	—	598	130
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	3,547	3,630	3,448	3,531	99	99	—	—	24	19
電気・ガス・熱供給・水道業	2,521	2,397	792	698	1,729	1,699	—	—	—	—
情報通信業	204	5	3	5	201	—	—	—	7	7
運輸業、郵便業	2,527	2,403	1,245	1,132	1,282	1,271	—	—	—	—
卸売業、小売業	7,100	6,744	6,697	6,245	403	499	—	—	44	27
金融業、保険業	41,275	40,812	7,059	7,546	4,543	4,401	—	—	—	—
不動産業	14,729	14,925	13,003	13,239	1,726	1,686	—	—	255	240
物品賃貸業	882	836	882	836	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	81	106	81	106	—	—	—	—	—	—
宿泊業	1,092	1,081	1,092	1,081	—	—	—	—	—	—
飲食業	1,914	1,788	1,914	1,788	—	—	—	—	42	35
生活関連サービス業、娯楽業	1,058	1,445	1,058	1,445	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	379	275	379	275	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	5,863	5,571	5,863	5,571	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	3,044	3,037	2,090	2,038	954	999	—	—	2	2
国・地方公共団体等	7,287	8,528	2,344	2,076	4,943	6,452	—	—	—	—
個人	14,886	14,590	14,886	14,590	—	—	—	—	26	33
その他	2,262	3,492	—	—	797	1,544	—	—	—	—
業種別合計	119,457	119,626	69,087	67,280	19,231	21,532	—	—	1,000	495
1年以下	21,779	22,374	13,270	13,649	152	1,068	—	—	—	—
1年超3年以下	26,970	25,314	10,106	9,251	1,764	1,013	—	—	—	—
3年超5年以下	10,778	10,692	7,353	6,910	1,736	1,465	—	—	—	—
5年超7年以下	7,072	6,951	5,641	6,205	481	746	—	—	—	—
7年超10年以下	11,674	11,678	7,678	7,045	3,996	4,633	—	—	—	—
10年超	30,477	30,905	19,989	19,311	7,988	9,094	—	—	—	—
期間の定めのないもの	10,702	11,706	5,049	4,907	3,111	3,510	—	—	—	—
残存期間別合計	119,457	119,626	69,087	67,280	19,231	21,532	—	—	—	—

(単位 百万円)

- (注) (1) オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 (2) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 (3) 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には投資信託、繰延税金資産等が含まれます。
 (4) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額（30ページ参照）

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

	期末残高		期中増減額	貸出金償却	
	令和2年度	令和3年度		令和2年度	令和3年度
製造業	—	—	—	—	101
農業、林業	—	—	—	—	—
漁業	590	226	△ 363	1	117
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建設業	4	2	△ 2	3	1
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	2	2	△ 0	—	—
卸売業、小売業	24	17	△ 6	50	64
金融業、保険業	—	—	—	—	—
不動産業	45	42	△ 2	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—
宿泊業	7	6	△ 1	—	—
飲食業	29	22	△ 6	329	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	2	2	—	—
その他のサービス	2	1	△ 0	4	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—
個人	38	53	14	10	13
合計	744	378	△ 366	400	299

(注) (1) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。(単位 百万円)
(2) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

告示で定めるリスク・ウエイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	7,857	—	9,295
10%	—	4,459	—	4,268
20%	1,703	37,875	1,605	37,239
35%	—	2,320	—	2,027
50%	4,508	1,409	6,110	2,205
75%	—	17,500	—	17,454
100%	—	38,881	—	36,525
150%	—	66	—	28
250%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
合計	116,583		116,760	

(注) (1) 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、(単位 百万円)
(2) エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウエイトに区分しています。
(3) コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

用語説明

適格格付機関

金融機関がリスクを算出するにあたり用いることができる格付を付与する格付機関のことです。適格性の基準に照らし、適格と認められる機関を金融庁長官が定めています。

リスク・ウエイト

債券の危険度を表す指標のことです。当金庫では、リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関として、以下の4機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社 格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社 日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	245	234	1,728	1,743	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(単位 百万円)

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

令和3年3月末、令和4年3月末の実績はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

令和3年3月末、令和4年3月末の実績はありません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	2,176	2,176	1,854	1,854
非上場株式等	137	137	111	111
合計	2,314	2,314	1,965	1,965

(単位 百万円)

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	令和2年度	令和3年度
売却益	7	183
売却損	9	18
償却	—	11

(単位 百万円)

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	令和2年度	令和3年度
評価損益	76	75

(単位 百万円)

(8) 金利リスクに関する事項 (定性的な開示事項)

金利リスクに関する事項 (定性的な開示事項)

1. リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫ではトレーディング取引等を含む金利リスクについて、市場リスクの一つとして管理しています。また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク (以下、IRRBB : Interest Rate Risk in the Banking Book※) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めています。

2. 金利リスクの算定方法の概要

- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。
- (3) 流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- (4) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- (5) 内部モデル使用等、 ΔEVE と ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用していません。

項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	上方パラレル化	3,095	3,155	0	0
2	下方パラレル化	0	0	54	43
3	スティーブ化	2,470	2,585		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	246	220		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	3,095	3,155	54	43
		令和2年度		令和3年度	
8	自己資本の額	5,726		5,913	

(単位 百万円)

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

■ 有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

令和3年3月末、令和4年3月末の実績はありません。

2. 満期保有目的の債券

	種類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	353	358	4	280	283	2
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	353	358	4	280	283	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	11	11	△ 0	33	33	△ 0
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	11	11	△ 0	33	33	△ 0
合計		365	370	4	314	317	2

(単位 百万円)

- (注) (1) 時価は期末日における市場価格に基づいております。
(2) 上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。
(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. その他有価証券

	種類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	648	354	294	625	341	283
	債券	5,128	4,916	212	4,571	4,414	156
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	440	399	40	433	399	33
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	4,687	4,516	171	4,137	4,014	122
	その他	2,778	2,689	88	1,398	1,354	44
	小計	8,554	7,960	594	6,594	6,111	483
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	864	1,135	△ 271	600	835	△ 234
	債券	5,451	5,502	△ 51	8,196	8,374	△ 178
	国債	—	—	—	864	896	△ 31
	地方債	1,487	1,503	△ 16	2,233	2,303	△ 70
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,964	3,999	△ 35	5,098	5,175	△ 77
	その他	3,857	4,027	△ 170	5,714	5,998	△ 283
小計	10,173	10,666	△ 493	14,511	15,209	△ 697	
合計		18,727	18,626	101	21,106	21,320	△ 213

(単位 百万円)

- (注) (1) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
(2) 上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。
(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

	令和2年度	令和3年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	60	23
非上場その他の証券	77	87
合計	137	111

(単位 百万円)

■ 金銭の信託

	令和3年3月末	令和4年3月末
金銭の信託	—	—

(単位 百万円)

■ デリバティブ取引

金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引の令和3年3月末、令和4年3月末の実績はありません。

■ 貸出金償却

	令和3年3月末	令和4年3月末
貸出金償却	400,636	299,308

(単位 千円)

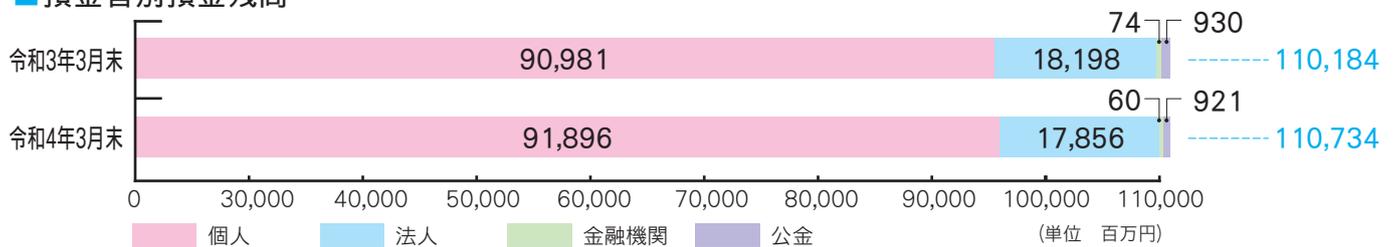
■ 貸倒引当金内訳

		繰入額	取崩額	純繰入 (取崩△)額	当期末残高
一般貸倒引当金	2年度	702	350	351	702
	3年度	679	702	△ 22	679
個別貸倒引当金	2年度			206	744
	3年度			△ 366	378
合計	2年度			557	1,446
	3年度			△ 388	1,057

(単位 百万円)

預金業務関係

■ 預金者別預金残高



融資業務関係

■ 消費者ローン・住宅ローン残高



■ 代理貸付残高の内訳



経営諸比率等

■ 役務取引の状況

	令和2年度	令和3年度
役務取引等収益	103	92
受入為替手数料	39	32
その他の受入手数料	63	59
その他の役務取引等収益	—	—
役務取引等費用	108	107
支払為替手数料	13	11
その他の支払手数料	10	10
その他の役務取引等費用	84	85
役務取引等利益	△ 5	△ 15

(単位 百万円)

■ その他業務利益の内訳

	令和2年度	令和3年度
その他業務収益	7	58
外国為替売買益	0	0
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	43
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	7	14
その他業務費用	76	0
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	74	—
その他の業務費用	1	0
その他業務利益	△ 68	58

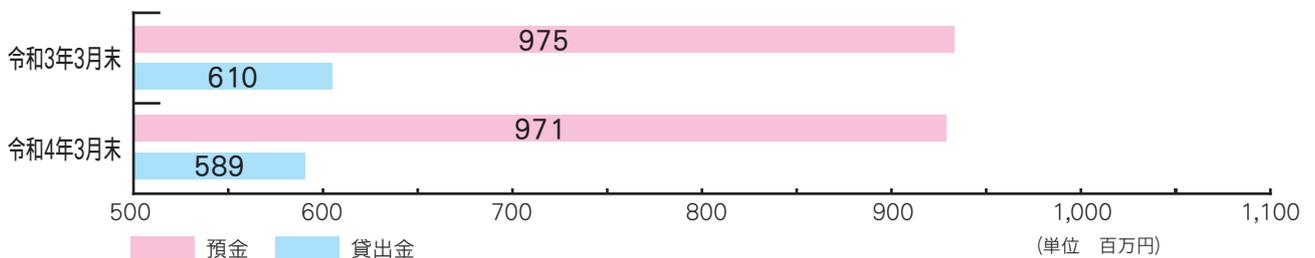
(単位 百万円)

■ 経費の内訳

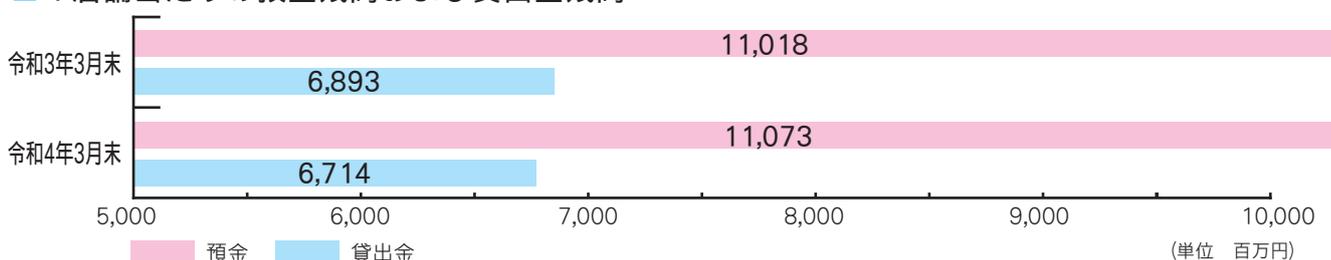
	令和2年度	令和3年度
人件費	733	717
報酬給料手当	677	667
退職給付引当金繰入額	38	33
その他	17	17
物件費	407	372
事務費	180	164
通信費	14	13
事務機械賃借料	15	12
事務委託費	110	103
事務用品費	16	15
給水光熱費	11	9
その他	11	9
固定資産費	95	76
土地建物賃借料	13	12
営繕費	4	4
保安全管理費	59	43
その他	18	14
事業費	42	43
広告宣伝費	15	18
交際費	7	6
諸会費	6	6
その他	12	11
人事厚生費	6	7
預金保険料	33	32
減価償却費	48	49
税金	17	41
合計	1,158	1,131

(単位 百万円)

■ 職員 1 人当たりの預金残高および貸出金残高



■ 1 店舗当たりの預金残高および貸出金残高



その他

■ 内国為替取引実績

		令和2年度		令和3年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	仕向	44,413	45,407	45,506	43,647
	被仕向	113,334	52,018	109,822	50,323
代金取立	仕向	407	1,037	315	1,035
	被仕向	324	570	254	333

(単位 件 百万円)

■ 会員数

	令和3年3月末	令和4年3月末
会員数	6,313	6,198

(単位 人)

■ 報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	66百万円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。(期中に退任した者を含む。)

2. 上記の支払総額は、「基本報酬」のみであります。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

■ 国際業務 (外国為替取扱高、外貨建資産残高)

国際業務は行っておらず、該当ありません。

※ 海外送金、外国為替予約、貿易金融等の国際業務サービスについては、信金中央金庫の取次店として対応していますので、ご利用の際は最寄の営業店におたずねください。

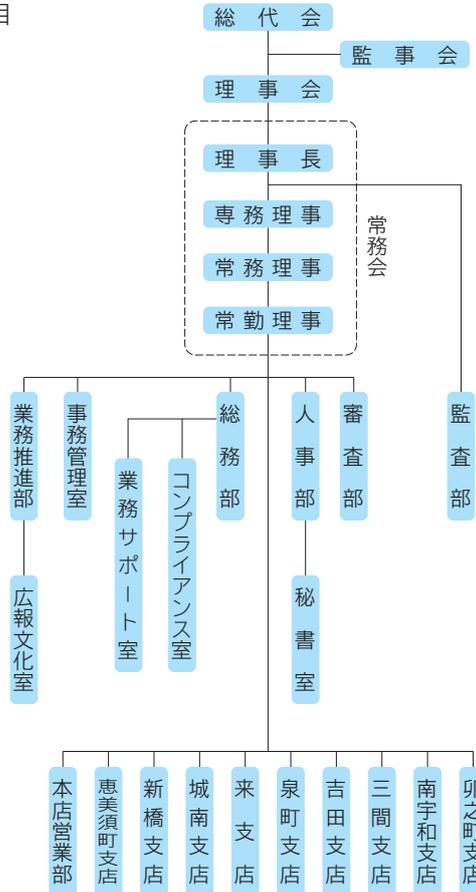
当金庫の概況及び組織に関する事項

■ 概要

金庫名 宇和島信用金庫
 所在地 愛媛県宇和島市本町追手2丁目
 8番21号
 創立 大正11年5月3日
 自己資本 59億13百万円(国内基準)
 会員数 6,198名
 店舗数 10店舗
 店外キャッシュコーナー 8ヶ所
 常勤役員数 114名



■ 事業の組織図



■ 役員一覧

理事長	清家 義幸
専務理事	三好 一也
常務理事	濱田 竜也
常勤理事	氏本 澄
常勤理事	北代 康人
常勤理事	宇都宮 聡
理事	村尾 明弘
理事	有間 義恒(※1)
理事	廣瀬 了(※1)
常勤監事	夏井伸一郎
監事	増田 吉利
員外監事	岡部 五郎(※2)

(令和4年6月17現在)

※1は、職員外理事です。
 ※2は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

総代会の仕組み

■ 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなくモニター会を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、75人以上100人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに決められております。
- ・なお、令和4年5月1日現在の総代数は95人で会員数は6,194人です。

(2) 総代の選任方法

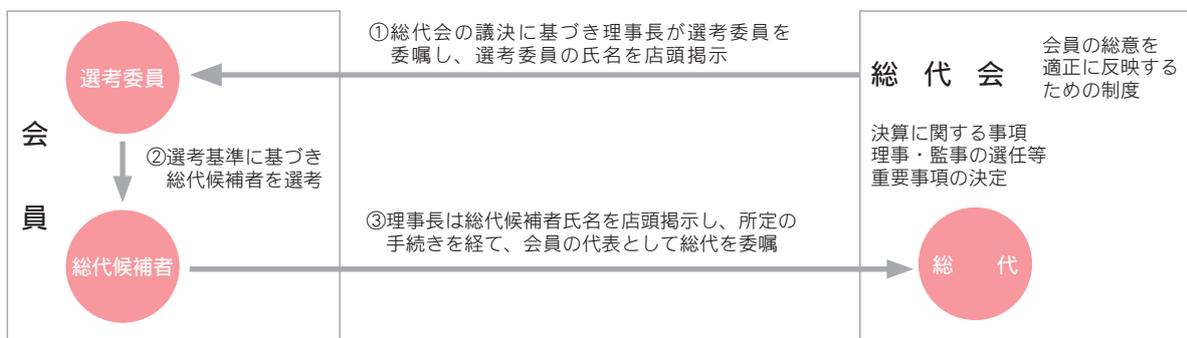
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は、総代候補者選任基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代選考委員を選任する。
- ②総代選考委員が総代候補者を選考する。
- ③総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

(注) 総代候補者選任基準

- ①資格要件
 - ・当金庫の会員であること
 - ・就任時点で80歳を越えていない者
- ②選考基準
 - ・総代としてふさわしい見識を有している人であること
 - ・良識をもって正しい判断が出来る人であること
 - ・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している人であること
 - ・その他総代選考委員が適格と認めた人であること



総代氏名

■ 宇和島区

令和4年5月1日現在

- | | | | | | |
|--------|-------|-------|--------|-------|--------|
| 朝雲道悟② | 木下康裕② | 曾根高一 | 中川昌俊 | 古谷和重⑤ | 森川喜博② |
| 井上辰生② | 久保孝弘 | 園田隆親④ | 中川妙② | 榎本俊雄 | 森田澄江④ |
| 宇都宮脩 | 河野和重 | 竹内啓二④ | 中田博文② | 松本和彦⑤ | 矢野勉③ |
| 宇都宮弘佳② | 河野純一② | 立花孝文 | 永田秀昭 | 松本邦夫② | 山内浩⑤ |
| 岡兵典① | 小島優輝 | 谷川太一① | 中村在徹 | 三浦幹夫 | 山口明宏 |
| 緒賀克美② | 清水公一 | 田村耕作 | 二宮克志② | 三原浩司② | 山口一彦 |
| 荻原達也⑤ | 末廣昌典④ | 辻晶文 | 二宮弘幸 | 宮居幸一 | 山口幸一 |
| 尾崎景一郎 | 末光重夫 | 土居大輔② | 畑中貴博② | 三好要④ | 山下修史① |
| 折原健一② | 菅原佳子② | 遠山祥介② | 兵頭賢④ | 村上茂② | 山崎伊和郎③ |
| 梶原安正 | 清家静元② | 豊田太一① | 福島佳都子④ | 村上剛② | 若藤伴① |
| 菊地良幸 | 清家幹広③ | 長井雅樹 | 藤井博史② | 森洋司⑤ | |

■ 北区

- | | | | | | |
|--------|--------|-------|-------|-------|--------|
| 赤松安① | 加藤永二① | 高山典生④ | 西村浩司① | 松本明慧② | 山下泰伯① |
| 大高訓③ | 河野恒登志③ | 高山豊志① | 藤田幸② | 水谷浩 | 山本万里子① |
| 岡田佐津紀② | 清家洋子① | 富永章 | 藤田宣邦② | 安岡一 | |

■ 南区

- | | | | | |
|--------|-------|-------|------|--------|
| 小田原大造② | 中川一喜① | 廣瀬昌弘④ | 安岡一生 | 山下幸一郎④ |
| 幸田寛④ | 橋本健二② | 前田仁 | 安田健② | |
| 凝地郁夫 | 濱田一房⑤ | 宮田幸晴① | 山口公一 | |

※氏名の後の数字は総代への就任回数、6回以上は空白としています。

総代の属性別構成比

職業別	法人・法人代表者 79%、個人事業主 21%
年代別	70歳以上 39%、60歳代 28%、50歳代 25%、40歳代 6%、40歳未満 2%
業種別	卸・小売業 34%、サービス業 30%、漁業 6%、建設業 17%、不動産業 9%、その他 4%

※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。

第97期通常総代会の決議事項

第97期通常総代会（令和3年6月18日）において、次の事項が付議され、それぞれ原案の通り了承されました。

【報告事項】

- ・ 監査報告
- ・ 令和2年度（第97期）業務報告、貸借対照表および損益計算書報告の件

【決議事項】

- ・ 「経営安定強化積立金」取崩しの件
- ・ 第97期剰余金処分案承認の件
- ・ 所在不明会員除名の件



あゆみ

創 立

大正11年 5月 3日 産業組合法により、有限責任宇和島信用購買組合設立

組織と名称の変更

昭和12年 5月 5日 有限責任宇和島信用購買組合を保証責任宇和島信用購買組合と改組
昭和25年 2月27日 中小企業等協同組合法により、宇和島信用組合と改組
昭和27年 5月26日 信用金庫法に基づき信用金庫を改組し、宇和島信用金庫と改称
平成25年12月 9日 新橋支店丸之内出張所を開設
平成26年 4月 7日 新橋支店を移転

支店設置

昭和16年11月13日 恵美須町支店を開設
昭和29年 1月 4日 新橋支店を開設
昭和36年 1月15日 吉田支店を開設
昭和40年 3月17日 南宇和支店を開設
昭和46年10月 1日 城南支店を開設
昭和51年 8月 2日 来支店を開設
昭和53年10月16日 泉町支店を開設
昭和59年12月 6日 三間支店を開設
平成 6年11月16日 卯之町支店を開設

店外キャッシュコーナー設置店

平成 元年12月 5日 宇和島市役所（宇和島市曙町1番地）に設置
平成 元年12月 5日 市立宇和島病院（宇和島市御殿町1番地1号）に設置
平成 3年11月 1日 フジ北宇和島店（宇和島市伊吹町912番地2）に設置
平成 4年 6月 1日 双葉産業四国工場出張所（宇和島市三間町宮野下1200番地）に設置
平成26年 4月 7日 新橋支店ATM出張所（宇和島市新町2丁目5番5号）に設置
平成28年10月 3日 エーマックス愛南店（南宇和郡愛南町御荘平城791-1）に設置
平成29年 3月27日 エースワン宇和島店（宇和島市寄松甲206番地）に設置
平成29年 3月27日 フジ宇和店（西予市宇和町卯之町4丁目654番地）に設置

店舗のご案内

営業区域

愛媛県 全域



店舗一覧

店舗名	住所	TEL	設置機	キャッシュコーナーの営業時間		
				平日	土曜日	日・祝祭日
本店営業部	〒798-0041 宇和島市本町追手2丁目8番21号	0895 (22) 5422(代)	ATM	8:00~22:00	9:00~21:00	9:00~21:00
恵美須町支店	〒798-0032 宇和島市恵美須町2丁目5番10号	0895 (22) 6500(代)	ATM	8:45~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
新橋支店	〒798-0060 宇和島市丸之内5丁目3番1号	0895 (22) 1424(代)	ATM	8:45~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
城南支店	〒798-0064 宇和島市佐伯町1丁目3番7号	0895 (22) 8282(代)	ATM	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00
来支店	〒798-0083 宇和島市夏目町2丁目4番16号	0895 (25) 8411(代)	ATM	8:45~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
泉町支店	〒798-0026 宇和島市泉町2丁目2番11号	0895 (24) 1355(代)	ATM	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00
吉田支店	〒799-3703 宇和島市吉田町東小路甲158番地	0895 (52) 1455(代)	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
三間支店	〒798-1112 宇和島市三間町宮野下636番地	0895 (58) 4333(代)	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
南宇和支店	〒798-4131 南宇和郡愛南町城辺甲2222番地1	0895 (72) 0810(代)	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
卯之町支店	〒797-0015 西予市宇和町卯之町2丁目426番地	0894 (62) 6000(代)	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
本部	〒798-0041 宇和島市本町追手2丁目8番21号	0895 (23) 7000(代)	ホームページアドレス	https://www.shinkin.co.jp/uwajima		

(令和4年4月1日現在)

店外キャッシュコーナー

設置機	キャッシュコーナーの営業時間		
	平日	土曜日	日・祝祭日
宇和島市役所CDコーナー 宇和島市曙町1番地	ATM 8:45 ~17:00	—	—
市立宇和島病院CDコーナー 宇和島市御殿町1番地1号	ATM 8:45 ~17:00	9:00 ~15:00	—
フジ北宇和島店CDコーナー 宇和島市伊吹町912番地2	ATM 9:00 ~21:00	9:00 ~21:00	9:00 ~21:00
双葉産業CDコーナー 宇和島市三間町宮野下1200番地	ATM 8:45 ~18:00	—	—
新橋支店ATM出張所 宇和島市新町2丁目5番5号	ATM 8:45 ~21:00	9:00 ~21:00	9:00 ~21:00
エーマックス愛南店CDコーナー 南宇和郡愛南町御荘平城791-1	ATM 9:00 ~21:00	9:00 ~21:00	9:00 ~21:00
エースワン宇和島店CDコーナー 宇和島市寄松甲206	ATM 9:00 ~21:00	9:00 ~21:00	9:00 ~21:00
フジ宇和店CDコーナー 西予市宇和町卯之町4丁目654番地	ATM 9:00 ~21:00	9:00 ~21:00	9:00 ~21:00

※商業施設内のキャッシュコーナーは商業施設の休業日は営業していません。

営業時間

店舗の営業時間は、午前9:00～午後3:00です。
 ※城南支店、泉町支店、南宇和支店、三間支店、卯之町支店は
 11:30～12:30の間窓口営業は昼休業となります。
 昼休業中もATMはご利用いただけます。



情報誌つなぐ

地域の文化や歴史、人物などを地域の皆様に広く知って頂こうと、2018年1月に創刊いたしました「情報誌つなぐ」は、今年6月末発行の夏号で19号となりました。今後も引き続き、ご愛読頂ければ幸いです。
 ※「つなぐ」の発行は、新春号（1月）、春号（4月）、夏号（7月）、秋号（10月）です。 ※予告なく変更になる場合もございます。
 ※「つなぐ」のバックナンバーは、宇和島信用金庫ホームページでご覧いただけます。



「つなぐ」は、こちらでどうぞ。

- 宇和島市役所ロビー ● 津島支所 ● 吉田支所 ● 三間支所 ● 中央図書館 ● 吉田図書館 ● 中央図書館津島分館 ● 生涯学習センター
- パフィオうわじま ● 宇和島市立病院ロビー ● 市立伊達博物館 ● 宇和島市立歴史資料館 ● きさいや広場 ● 道の駅みま ● シロシタ
- 畦地梅太郎記念美術館 ● 宇和島商工会議所 ● 盛運汽船 ● かどや（駅前本店・弁天町店・味奈味） ● ハイウェイレストラン宇和島 ● 和日輔
- 南楽園 ● 福DON ● 岩崎書店 ● 木屋旅館 ● はまゆう薬局 ● パール薬局 ● ひまわり薬局 ● 小野商店（津島） ● 安藤コーヒー
- べにばら画廊 ● アトリエぱれっと ● あすも（津島） ● JR宇和島駅 ● JR松山駅 ● 香川・愛媛 せとうち旬彩館（東京）
- 宇和島信用金庫各支店 その他 ※宇和島市の「宇和島クラブ」に協賛業者として登録しています。

掲載項目一覧表

■ 概況・組織

● ごあいさつ、経営理念	巻頭
● 事業の組織図	33
● 役員一覧	33
● 総代会の仕組み	33～35
● 職員数	12
● 店舗一覧	36
● 地区一覧	36
● 自動機器設置状況	36
● 会員数	32
● 事業の運営に関する事項	7
● 出資金、出資配当金	12

■ 経理・経営内容

● 主要な経営指標の推移	12
● 貸借対照表	16
● 損益計算書	20
● 剰余金処分計算書	20
● 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に 係る内部監査の有効性の確認	20
● 会計監査人の監査の状況	20
● 自己資本の状況	22～23
● 業務粗利益	12
● 資金運用収支、役務取引等収支及び その他の業務収支	12
● 資金運用収支の内訳、利鞘	12
● 業務純益等	12
● 受取・支払利息の分析	13
● 役務取引の状況	31
● その他業務利益の内訳	31
● 経費の内訳	31
● 有価証券の時価情報	29
● 金銭の信託	30
● デリバティブ取引	30
● 利益率	13
● 職員1人当たりの預金残高	31
● 職員1人当たりの貸出金残高	31
● 1店舗当たりの預金残高	31
● 1店舗当たりの貸出金残高	31
● 預貸率	15
● 預証率	15
● 法令等遵守の態勢	7
● 顧客保護等管理の態勢	7
● リスク管理等の態勢	7

■ 資金調達

● 預金・譲渡性預金残高および平均残高	13
● 定期預金残高	13
● 預金者別預金残高	30

■ 資金運用

● 貸出金平均残高	14
● 貸出金残高	14
● 貸出金・債務保証見返の担保別内訳	15
● 貸出金使途別残高	14
● 貸出金業種別内訳	14
● 消費者金融・住宅ローン残高	30
● 貸倒引当金内訳	30
● 貸出金償却	30
● 信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	21

■ 証券業務

● 有価証券の残存期間別残高	15
● 商品有価証券平均残高	15
● 有価証券平均残高	15

■ 国際業務

● 外国為替取扱高	32
● 外貨建資産残高	32

■ その他業務

● 手数料一覧	11
● 代理貸付残高の内訳	30
● 内国為替取扱実績	32

■ その他

● 地域金融円滑化の取組み	7
● 主要な事業地域社会と宇和島信用金庫	3,4
● 沿革・あゆみ	33,35
● 事業のご案内	8～10
● 商品・サービスのご案内	8～10
● 商品利用に当たっての留意事項	8～10
● 100周年関連	5～6
● 情報誌つなぐ	37
● 報酬体系について	32

